

「東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」
事務処理等フロー図

日常業務や相談会等にて空き家に関する相談などがあった場合、よく聴取のうえ「都事業」に乗せることができるかを確認



「都事業」乗せられるようであれば、相談者に「行政書士会が採択されている東京都の事業を活用して相談対応したい」旨を伝え、了解を得てから連絡先を聴取

連絡先聴取

連絡先を聞くことが難しい状況においては、支部携帯(070-4219-8805)宛に連絡してもらうように促す



本会「空家対策特別委員会」宛連絡
(事務手順等についても確認)

相談者からの連絡あり



現地調査や相談者との面談を行う
※必要に応じて、「業務協力者」(※1)や本会「空家対策特別委員会」と協働して対応



①「解決策の提示」②「解決済み」
(※2) に至った場合
本会「空家対策特別委員会」宛に報告書を提出

左記の①②に至らない場合は業務終了
(報告書提出不要、
日当支給なし)



本会「空家対策特別委員会」にて報告書の検収を行い業務完了(日当支給あり)

(※1) 「業務協力者」とは

相続税算定のための税理士や売却時における不動産業者といった外部の専門家のこと。

「業務協力者」に対しても日当交通費の支給が可能な為、活用を検討する場合には、事前に、本会空家対策特別委員会宛に相談して下さい。

(※2) 「解決策の提示」と「解決済み」の例

「解決策の提示」とは … 解決のための具体的な提案がなされている場合のこと

「解決済み」とは … 解決のための具体的な契約や手続等に着手している場合のこと

| 相談事項 | 「解決策の提示」の例 《日当交通費の上限》 7,000円（または9,000円）×3回 | 「解決済み」の例 《日当交通費の上限》 7,000円（または9,000円）×4回 |
|------|---|--|
| 相続 | <ul style="list-style-type: none">・相続手続や相続に関する情報（例えば、相続税の基礎控除額など）を提供した場合・「業務協力者」等の専門家との相談を実施した場合 | <ul style="list-style-type: none">・相談を受けて、登記などの相続手続が完了した場合（申請手続が事業期間内に着手できていれば可） |
| 売却 | <ul style="list-style-type: none">・査定額の提示・リフォーム工事等の工事費の見積りの提示 | <ul style="list-style-type: none">・事業期間内での媒介契約締結（売買契約の締結、引渡し等が事業期間後であっても可）・事業期間内でのリフォーム工事等の工事契約締結（工事完了、引渡し等が事業期間後であっても可） |
| 賃貸 | <ul style="list-style-type: none">・賃貸経営をした場合の収支額等の提示（収支計画レポートの提示など）・リフォーム工事等の工事費の見積りの提示 | <ul style="list-style-type: none">・事業期間内に賃貸の募集を開始した場合（賃貸借契約の締結、入居日が事業期間後となっても可）・事業期間内でのリフォーム工事等の工事契約締結（工事完了、引渡し等が事業期間後であっても可） |
| 管理 | <ul style="list-style-type: none">・管理契約等の費用の提示 | <ul style="list-style-type: none">・事業期間内での管理委託契約等の締結 |

今年度の事業期間は、令和2年3月31日迄となります。くれぐれも宜しくお願い申し上げます。